

広島県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市西酒屋町一五九番七地先から 三次市西酒屋町字善法寺三二番九地先まで	新	旧	〇 〽 二〇・〇〇 〽 二六・〇〇	二・八〇	拡幅
	〇 〽 一八・五〇 〽 二六・〇〇	二・八〇			
三次市西酒屋町字善法寺二〇番一地先から 三次市西酒屋町字善法寺五八番一九地先まで	新	旧	〇 〽 一〇・〇〇 〽 二八・六〇	〇 一九九・六	拡幅
	〇 〽 二七・四〇 〽 二八・六〇	〇 一九九・六			
三次市西酒屋町字善法寺七四番六地先から 三次市十日市南二丁目一番七九地先まで	新	旧	〇 〽 四二・五〇 〽 四二・五〇	〇 二二二・三	拡幅
	〇 〽 二一・八〇 〽 二一・五〇	〇 二二二・三			
三次市十日市南二丁目四番一地先から 三次市東酒屋町字天狗松五五一番一地先まで	新	旧	〇 〽 一五・〇〇 〽 二四・六〇	七六・四〇	拡幅
	〇 〽 二一・八〇 〽 二一・五〇	七六・四〇			